

翻訳者氏名：

タイ国住居登録証（和訳文）

（1）表紙

第 14 号様式

ガルーダ

（タイ国国章）

住居登録証

内務省行政局

（2）表紙の見返し

本書類の重要性について

この書類は、役所が国民の登録に関する法律に基づき作成し、世帯主を保存者として与えるもので、世帯主は法律に規定された下記の事項に従う義務を負う。

- 出生者があった場合、世帯主は、出生の日より 15 日以内に届出をしなければならない。
- 死亡者があった場合、世帯主は、死亡時より 24 時間以内に届出をしなければならない。
- 転出者あるいは転入者があった場合、世帯主は、転出時又は転入時より、それぞれ 15 日以内にその異動を届出しなければならない。

罰則規定

- 上記の 1～3 に違反した者は千バーツまでの罰金刑に処せられる。
- 虚偽をもって、使用、又は証拠として示した者、あるいは住居登録証その他登録に関する公的書類に本人あるいは他の者の氏名、その他の項目等を違法に作成したものは 6 ヶ月～3 年以内の禁固刑、あるいは 2 万バーツ～10 万バーツの罰金刑又はその両方に処せられる。

違反が前段に該当するケースで、その者がタイの国籍に関する法律に基づきタイ国籍を所持しない場合は 6 ヶ月～5 年以内の禁固刑及び 2 万バーツ～20 万バーツの罰金刑に処せられる。

(3)

住居に関する項目

第1冊目

家屋コード番号： 登録事務所：

住所： 都/県 区/郡 町/村
..... 路 小路 分路
第 地区 番

住宅団地（又は村落名）： 家屋の名称：

家屋の種類： 家屋の構造：

家屋番号の決定年月日：

署名 (登録官の署名) 登録官

(氏) (名)

住居登録証作成年月日： 仏暦 年 月 日
(西暦 年)

()

.....頁

第.....冊目 家屋コード番号.....の住宅の個人項目.....番目

氏名：(氏).....(名)..... 国籍：..... 性別：.....

国民登録番号：..... 続柄：..... 生年月日：仏暦.....年 月 日
(西暦.....年)

母の名：.....(国民登録番号)..... 国籍：.....

父の名：.....(国民登録番号)..... 国籍：.....

転入前の住所：..... 署 名..... 登録官
.....(氏).....(名).....

転入先の住所.....(登録官の署名)..... 登録官

()

.....頁

第.....冊目 家屋コード番号.....の住宅の個人項目.....番目

氏名：(氏).....(名)..... 国籍：..... 性別：.....

国民登録番号：..... 続柄：..... 生年月日：仏暦.....年 月 日
(西暦.....年)

母の名：.....(国民登録番号)..... 国籍：.....

父の名：.....(国民登録番号)..... 国籍：.....

転入前の住所：..... 署 名..... 登録官
.....(氏).....(名).....

転入先の住所.....(登録官の署名)..... 登録官

()

18頁

1. *の欄は下記の場合に記載する。
 - －この住居に転入があった場合
 - －出生登録に基づく登載
 - －その他による記載

署 名 住居登録証の受領者
(氏:.....名:.....)

2. **の欄は下記の場合に記載する。
 - －この住居から転出する場合
 - －死亡の場合
 - －その他の抹消

署 名 住居登録証を交付した登録官
(氏:.....名:.....)

3. 異動欄に記載した場合は、許可年月日
又は必要とされた書類の番号を記載し、
続けて登録官が署名する。

登録事項の変更に関する記録

登録事項の変更に関する記録

19頁